

## 住宅省エネルギー性能証明書の発行業務料金表（課税対象）

株式会社 確認サービス

- 業務区域 : 日本全域
- 対象建築物 : 新築の一戸建ての住宅及び共同住宅等  
(原則として工事が完了し、建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の15に規定する工事監理報告書(以下「工事監理報告書」という。))又はその写しが提出される物件に限る※4)
- 変更が生じた場合、再度住宅省エネルギー性能証明を再度依頼することとし、その料金は下記の表内の料金とします。
- 証明書の再発行の料金は1枚につき11,000円(税込)とします。

## ◆木造の注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入（一戸建て、共同住宅等の一住戸単位）

※価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-1)

(税込)単位:円

基準		料金
省エネ基準適合住宅 または ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準、または誘導基準を満たした証明書を活用する場合※1	22,000
	当機関に建築確認申請を併願申請する場合	55,000
	当機関に建築確認申請を併願申請しない場合	82,500

## ◆S・RC造の注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入（一戸建て、共同住宅等の一住戸単位）

※価格は消費税を含んだ総額表示です。

(表-2)

(税込)単位:円

基準		料金
省エネ基準適合住宅 または ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準、または誘導基準を満たした証明書を活用する場合※1	22,000
	当機関に建築確認申請を併願申請する場合	82,500
	当機関に建築確認申請を併願申請しない場合	121,000

※1. 省エネ基準(断熱等級4以上・一次エネ等級4以上)、または 誘導基準(断熱等級5以上・一次エネ等級6以上)を満たした以下の証明書を活用することができます。

(当機関にて交付したものに限り、すまい給付金、贈与税による住宅証明書は省エネ基準を満たした適合証等には該当しません)

- 住宅性能評価書
- 子どもみらい住宅支援事業対象住宅証明書
- BELS評価書
- 長期使用構造等である旨の確認書
- フラット35適合証明書
- 低炭素建築物新築等計画または建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証

※2. 以下の場合は原則として上記料金の1.5を乗じた金額とする。(※1により当機関にて交付した証明書を活用する場合を除く)

- 一貫計算プログラムでない表計算・手計算による外皮計算、または国交省推奨WEBプログラムでない一次エネルギー計算の場合
- 階数4以上の住宅、延べ面積200㎡以上の住宅、併用住宅の場合
- 紙面にて申請を行う場合

※3. 住宅型式性能認定を受けた住宅については、木造の料金を適用とする。

※4. 現場審査は実施せず、工事監理報告書又はその写しの提出により、工事が当該設計図書等のとおり実施されているかどうかを確認します。